


じりつしえんいりょうじゆきゆうしゃしやう せいしんつういん
自立支援医療受給者証（精神通院）

 **郵送申請手続きに必要なもの**

- ※申請書の控えを送付しますので、返信用封筒（84円分）も同封してください。
- ※受付日については那覇市に到着した日となります。
- ※確認事項がある場合は、障がい福祉課から連絡します。
- ※書類の不備等があった場合は、すべての書類が那覇市に到着した日を受付日としますので、診断書の期限等にご注意ください。

手続き	必要なもの
<p>① 申請書</p>	<p>※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード（審査用、申請者控え）</p> <p>※氏名、住所、個人番号（マイナンバー）電話番号（連絡がつく方）等の記載事項を記入</p> <p>※受診者が18歳未満の場合、右下の申請者氏名は保護者氏名を記入</p> <p>※デイケアや訪問看護利用がある場合は、利用する医療機関名を記載欄にご記入ください。</p>
<p>② 同意書</p>	<p>※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード</p>
<p>【新規申請】 ・初めて交付を受けようとするとき</p>	<p>③ 診断書</p> <p>※自立支援手続き専用の様式であること ※作成日より3ヶ月以内の診断書のみの有効</p>
<p>④ 健康保険証 または 保護証明書 の写し</p>	<p>※那覇市国保、後期高齢加入の方、那覇市で保護を受給している方は不要</p> <p>社保の方 ⇒ 本人の分</p> <p>※受診者が18歳未満の場合は本人と保護者の写し</p> <p>他市国保の方 ⇒ 18歳以上の加入者全員分</p>
<p>⑤ 住民税の所得課税状況がわかるもの</p>	<p>所得課税証明書または、個人番号（マイナンバー）の記載</p> <p>※所得を確認する課税年度の1月1日に那覇市に住民票のなかった方のみ必要</p> <p>※所得確認が必要な方の対象は、加入している健康保険の種類により異なります。</p> <p>(1) 社会保険・共済等の健康保険 本人および被保険者</p> <p>(2) 国民健康保険及び後期高齢医療制度 本人及び本人同じ医療保険に加入している方</p>

	<p>⑥ 障害年金・遺族年金・特別障害給付金 特別障害者手当 特別児童扶養手当</p>	<p>市町村住民税の非課税世帯で、受給している場合は受給額がわかる書類が必要 例) 振込通知書・年金額改定通知書・通帳の写し ※金額と受給者の氏名がわかるページをコピーしてください。</p>
--	---	---

手続き	必要なもの
<p>【再認定】 ・再認定の申請をするとき</p>	<p>○新規申請に必要なもの(①～⑥のうち該当するもの) ※診断書の提出は隔年です。</p>
<p>【医療機関の変更届】 ・指定している医療機関の変更</p>	<p>○申請書 ※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード ※変更予定の病院、薬局、デイケア、訪問看護等の名称と住所を記入 ○現在所持している受給者証 ※受付日によって医療機関変更開始日が変わりますので、2～3週間ほど余裕をもって変更手続きを行ってください。 ※変更承認前の利用は自己負担が発生しますのでご注意ください。</p>
<p>【保険の変更届】 ・加入する健康保険の変更</p>	<p>○申請書 ※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード ○現在所持している受給者証 ○新規申請④～⑥のうち該当するもの</p>
<p>【住所・氏名変更届】 ・住所や氏名が変わったとき</p>	<p>○申請書 ※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード ○現在所持している受給者証 ※市外への転出の場合は、転出先の市町村が申請窓口となります</p>
<p>【沖縄県外から転入】 おきなわけんがい てんにゅう</p>	<p>沖縄県外で受給者証を持っていた方で有効期限がある場合、以前の受給者証の有効期限を引き継ぐことができます。 ○上記①～⑥のうち該当するもの(診断書以外) ○現在所持している受給者証 ○診断書取り寄せの同意書(那覇市にご連絡ください) ※次回の更新時には診断書が必要となります。 ※期限が切れている場合は、新規申請となります。</p>
<p>【再発行申請】 ・紛失、破損、汚損したとき</p>	<p>○申請書 ※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード ○現在所持している受給者証(紛失の場合は不要)</p>

<p>【 返還届 】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 死亡したとき • 本人が返還を希望する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ○申請書 ※那覇市障がい福祉課ホームページからダウンロード ○所持していた受給者証
---	---

※受給者証の交付は、申請後、沖縄県の審査を経て、約2～3カ月後となります。受給者証が交付されるまでの期間は、申請書の控えを医療機関にご提示ください。

※沖縄県の承認後、受給者証を医療機関へ郵送します。受給者証は医療機関からお受け取りください。なお、医療機関等（病院・薬局・訪問看護・デイケアなど）へ行くときは必ず受給者証を持参するようにしてください。

※医療機関等（病院・薬局・訪問看護・デイケアなど）の変更は、沖縄県の承認日以後に公費が適用されますので、2～3週間程余裕をもって変更届けを提出してください。変更承認前の利用は自己負担が発生しますのでご注意ください。



自立支援医療受給者証（精神通院）申請用

【添付書類 貼り付け用紙】

必要なもの【④ 健康保険証または保護証明書の写し】を張り付けてください

※那覇市国加入の方、那覇市在住で後期高齢の方は添付不要
※那覇市で保護受給している方は添付不要

社保証の方 ⇒ 本人の分

※受診者が18歳未満の場合は保護者の保険証も必要

他市国保証の方 ⇒ 18歳以上の加入者全員分

必要なもの【⑥障害年金等の金額がわかる書類の写し】を張り付けてください

受給額がわかるもの（振込通知書・年金額改定通知書・年金の振り込まれている通帳など）の写し

※金額と受給者の氏名がわかるページをそれぞれコピーしてください。